

2026年度 外国人数学教員 採用選考募集要項

【選考の目的】

大阪YMCAは、大阪府立水都国際中学校・高等学校（以下「中高一貫教育校」という。）について、国家戦略特別区域法第12条の3に規定する公立国際教育学校等管理事業（以下「公設民営学校」という。）として、中高一貫教育校の管理に関する業務を行う指定公立国際教育学校管理法人として運営を担っています。

中高一貫教育校は、国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的としており、この設置目的をより効果的に達成するため、公立学校の管理運営を民間法人が行う公設民営の手法を取り入れることとなり、厳格な選考を経て大阪YMCAが指定管理法人として選ばれました。

国家戦略特区を活用した公設民営の手法による中高一貫教育校の開設は、日本で初めての試みです。また、当校は大阪府内の公立学校としては初めて国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの認定校となりました。（令和2年2月認定取得）

大阪YMCAは、全国的にも注目を集めている公設民営の手法による中高一貫教育校のメンバーとして、それぞれの専門分野で能力を発揮することができる意欲ある教員を求めています。選考された教員は日本初の公設民営の手法による中高一貫教育校の発展に貢献するという、他では得られない経験をすることができます。

【募集職種】

●外国人数学教員（日本の国籍を有しない者）

中高一貫教育校では、その教育目標を達成するために、能力や実績のある教員による高いレベルでの指導が不可欠です。

また、公設民営学校においては、国語以外の二以上の教科の指導について、外国語で指導を行うことができる外国人教諭等を相当数配置するように文部科学省令で定められており、中高一貫教育校では「外国語（英語）」だけではなく「数学」、「理科」等の教科で英語を用いた授業を実施します。

このため、今回募集する数学教員（外国人）には、教科内容についての幅広い知識を持つ方、英語を用いて授業を行うことができる能力だけではなく、教科内容について英語を母国語としない生徒が英語で学べるための素地を作っていく能力が求められます。

中学1年生～高校3年生のための教科のカリキュラムに基づいてシラバスを開発・授業計画を立案・遂行する能力を必要とします。

【職務内容】

- 担当科目の授業、生徒指導、教材作成、学級担任業務など教員としての業務全般。
- カリキュラムに基づき授業計画を立案・実施・修正および数学主任教員に協力してカリキュラム改良に取り組むこと。
- 学校運営に関する会議への参加。
- 国際バカロレアの指導法を理解し数学授業に反映させること。
- 大阪YMCAインターナショナルスクールと連携し、指導・学習の発展を支援すること。

- その他、上記に関連する一切の業務。

【必要とされる能力、経験、資質など】

- 異文化理解 - さまざまな文化を扱う能力とさまざまな方法で物事を試みることにに対して柔軟性を有していること
- IBの基準と実践を理解していること
- カリキュラムを理解し授業管理をする能力
- 数学主任教員と協力し他の教師の能力開発を支援する能力
- 授業、準備、計画などにおいてほかの教員と協働していける能力

【求める人物像】

- 成長していく姿勢 - 学校を建設し、プログラムを開発し、新しいコミュニティの創造に取り組んでいくとする姿勢
- 上向きの指向 - 成長と能力開発へ積極的であること
- 柔軟性と適応性 - 多様な役割を臨機応変に担うことができること
- 積極的な思考力 - 生みの苦しみを明るく積極的に楽しんでいける人であること

【受験資格】

次の①～⑤の要件をすべて満たしていること。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 英語を母国語または公用語とする国において、大学または大学院(短期大学を除く)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得していること。又は、非英語圏の大学にて学位を英語で取得し、かつCEFR:C2レベル以上の英語運用能力資格を取得している者。
- 3 該当教科について、日本以外の国の教員免許(資格)を取得していること。
- ④ K-12までを有する(高校3年次までを有する)学校(※)で3年以上、中学校・高等学校相当の学年(実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない)の該当教科に関する勤務経験(週10時間以上授業を担当したものに限る)を有すること。
(※K-12までを有する(高校3年次までを有する)学校について)

【日本国内の場合】

- ・学校教育法第一条により規定されている学校
- ・学校教育法第一条に規定する学校でない場合は、次に掲げる教育施設
- イ 平成3年文部省告示第91号または第120号により指定又は認定された在外教育施設
- ロ 日本国内にある教育施設であって、中学校または高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの
- ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - ・アメリカ合衆国 ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(WASC)
 - ・アメリカ合衆国 アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(ACSI)
 - ・イギリス カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(CIS)

・スイス 財団法人国際バカロレア事務局(IBO)

【海外の場合】

- ・国、地方自治体に認定された学校
- ・私立学校においては上記(ハ)に掲げた団体により認定された学校またはこれと同等の学校と大阪YMCAが認めた学校

⑤次の各項並びに学校教育法第9条及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 国、地方公共団体、その他一般の組織から懲戒免職または懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(参考)

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人または被保佐人
- 2 禁固以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い当該執行の日から三年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを

主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者教育職員免許法第5条第1項

普通免許上は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 成年被後見人または被保佐人
- 四 禁固以上の刑に処せられた者
- 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から三年を経過しない者
- 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 修士号、博士号などの学位の保有者は選考にあたって有利となることがあります。
- 該当教科の中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状をお持ちでない方は、特別免許状を取得する必要があります。特別免許状については後に記載している【特別免許状の取得に係る手続き等】を参照してください。
- 採用内定後、特別免許状の授与申請を行います。特別免許の授与が認められなければ、授業を担当することができません。

【出願・選考について】

- 出願期間・書類選考期間 2025年11月5日～2025年11月14日
- 選考日 2025年11月14日以降(別途連絡します)
- 募集人数 数学1名(予定)
- 選考方法

<1次選考>

書類選考

- ・履歴書
- ・職務経歴書
- ・大学の卒業証明書(修士号、博士号を有する人はそれを証明する書面の写し)
- ・該当教科に関連する分野について、日本以外の国の教員免許(資格)を証明する書類
- ・受験資格に記載のCEFR:C2レベル以上の英語試験スコア証明書の写し
(但し非英語圏の大学において英語で学位を取得した者のみ)

<2次選考>

※海外在住等により対面面接が困難な場合はテクノロジーを利用したオンライン面接も可とする。

面接(使用言語:英語)

【主な評価の観点】

- ・英語で授業を行うために必要な英語能力(聞く・話す)を備えているか。
- ・社会人として適切な態度・ふるまい・受け答え・常識を備えているか。
- ・望ましい対人関係を築ける資質を備えているか。
- ・学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・教員として必要な基礎的な日本語能力を備えているか。
- ・異文化を理解するための資質、理解しようとする姿勢を有しているか。
- ・自分のアイデンティティを認識しながら他者を受け入れる余裕があるか。
(異文化を理解する素地を有しており、教員としての資質があるが、日本語能力が面接時点で十分ではないと判断された場合 大阪YMCAが有する日本語学校もしくは有資格講師の協力の元、日本語研修を受講してもらい日本語能力を養成する予定です。)

<3次選考>

※海外在住等で対面面接、模擬授業が困難な場合はテクノロジーを利用したオンライン面接、模擬授業も可とする。

面接および模擬授業(使用言語:英語)

【主な評価の観点】

- ・生徒の意欲を高め、関心を引き付けられるか。
- ・生徒に対して適切な言葉で理解させようとしているか。
- ・教員として必要な教科(科目)の専門的な知識を備えているか。
- ・外国人教員としてふさわしい英語力、指導力を備えているか。

●待遇 月給37万5000円以上

(能力、経験、年齢により大阪YMCAの内規に従い決定)

保険完備 労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、有給休暇

(労働基準法に準じて付与)

交通費 最短最安経路にて6ヶ月定期代を支給

年間勤務日数 210日～220日

●出願方法 school-employment@osakaymca.org へ履歴書と教員免許写しを送付

※郵送、持参、Faxなどによる受付は行いません。

出願期間 2025年11月5日～2025年11月14日